

令和3年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 会議録

■会議録 □会議要旨

日 時	令和3年10月8日(金) 午後1時30分～3時30分
会 場	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室1・2
出席者	委員長 澤田 有希子 委員 上住 和也 岩本 仁紀子 宮平 太 谷 仁 北田 恵三 和田 周郎 柴沼 元 瀬尾 多嘉子 旭 茂雄 河野 信子 三宅 勝 欠席委員 安住 吉弘 仁科 睦美 松本 有容 渡辺 史恵 木村 真 仲西 博子 中山 裕雅 関係課 福祉部監査指導課 篠原 隆志
事務局	事務局 福祉部高齢介護課 浅野 理恵子 吉川 里香 田中 裕志 田尾 直裕 大西 貴和 西田 祥平 中島 有加 鷺見 保乃香 森松 佐由利
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 議事

- (1) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(平成30年度～令和2年度)の評価について
- (2) その他

2 資料

- ・芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会設置要綱
- ・【資料1】令和3年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 議事次第
- ・【資料2】第8次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成30年度～令和2年度)
- ・【資料3】事業実施状況について(令和2年度)

3 審査（議）経過

上記の議題について事務局より報告，説明し，委員に意見聴取する。

4 開会

（事務局 浅野）

事務局紹介

5 議事

（1）計画の概要と評価について

（澤田委員長）

早速，議事1番目の計画の概要と評価についてから進めてまいります。今回は平成30年度から令和2年度までの3年間の評価を行うものです。引き続きの委員の方もいらっしゃると思いますが，初めて今回この評価に関わる委員の方もおられますので，まず事務局より簡単に計画の概要と評価シートについて説明をお願いいたします。

（事務局 浅野）

「第8次芦屋すこやか長寿プラン21」の概要及び評価シートの見方について説明

（澤田委員長）

今，説明いただきました評価シートの見方についてはお分かりいただけましたでしょうか。質問がありましたらお願いいたします。

（2）第8次芦屋すこやか長寿プラン21 平成30年度～令和2年度の評価について

（澤田委員長）

それでは，議事2番目，第8次芦屋すこやか長寿プラン21の平成30年度から令和2年度の評価について進めていきたいと思えます。

事前にこの評価に関して，シートを送付いただいておりますので，まず事務局より，今計画で新規，あるいは充実となっている項目や，平成30年度から令和2年度に特に取り組めた施策，逆に課題となっているものをピックアップして，簡潔に説明をしていただきたいと思います。

基本目標が1から4までの4つに分かれていますので，これからの進行は基本の目標ごとに進めていきたいと思えます。委員の皆様はその説明を聞いた後，質問，御意見や，もう少しここを詳しく知りたい，などありましたら，その都度

言っていただければと思います。十分時間がございますので、一つ一つ丁寧に見ていただければと思います。よろしく申し上げます。では、まず基本目標1からお願いいたします。

(事務局 西田)

私からは、基本目標1の「高齢者を地域で支える環境づくり」について御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

1-1「高齢者の総合支援体制の充実」から御説明させていただきます。B「医療・介護連携の推進」に記載している②の、支援者が連携し、病院から在宅等への移行を円滑に実施するため、芦屋市、西宮市で検討を重ね、共通ルール、西宮市・芦屋市退院調整ルールを活用しております。また、活用状況把握のために行ったアンケート結果を基に、退院調整ルール点検協議会を開催し、ルールの適切な運用等について、周知、協議を行いました。なお、参集が難しいコロナ禍ですのでオンラインを活用し、運営について検討を継続しております。

続いてC「共生型サービスの特例等による介護保険と障害福祉制度の連携」に記載しております、①の、ケアマネジャーと障がい福祉サービス担当の相談支援専門員が連携をスムーズに行えるようプロジェクトチームを立ち上げ、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行できることを目的とした、障がい・高齢連携グランドルールを策定いたしました。今後も介護、障がいの制度の両面から課題把握に努めてまいります。

また、②の障がいサービスから介護保険サービスへ移行になった場合も、なじみの事業所を御利用いただけるよう、事業所から共生型サービスの指定申請があった場合には、市として指定を行える体制を整備しております。引き続き、厚生労働省のアンケート等の調査結果を通じて、市内の共生型サービス需要の把握に努めてまいります。

続きまして、1-2「高齢者生活支援センターの機能強化」について御説明させていただきます。D「地域ケア会議の運営管理（PDCA）の向上」に記載しております、④リハビリ職と連携し、介護予防のための地域ケア会議を開催するために、市内で勤務するリハビリ職の把握を行ったところ、それがきっかけとなり、芦屋PTOTST連絡会が立ち上がりました。これにより、地域ケア会議に継続してリハビリ職の方に御参加いただける安定した体制が整い、今後の事業についてもリハビリ職の方と連携して検討を進めているところであります。

1-4「地域での見守り体制を充実」の説明をさせていただきます。A「日常的な見守り体制の整備、充実」に記載しております、④地域見まもりネットの参加事業者と各連絡窓口が円滑に繋がるよう周知、啓発を行いました。令和2年度末時点で130事業所に登録いただいております。参加事業者の増加に努めておりますが、加入者数に変化はない状況です。ただ、高齢者虐待を早期発見する

ためのリーフレットの送付、認知症サポーター養成講座の案内を送付するなどして、見守り強化と周知啓発を継続してまいりました。

1-6「認知症高齢者への支援体制の推進」について御説明させていただきます。A「認知症に関する正しい知識の普及・啓発」に記載しております、④小中学生への講座として、キッズスクエアや、学校の福祉学習で認知症サポーター養成講座を実施いたしました。

また、認知症高齢者介護家族を支援する人材を育成するために、認知症サポーター養成講座を継続実施し、年間受講者数の増加を目指しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元年度に比べると実施回数、受講者数は減少しておりますが、累計で11,868人の方が受講いただいている状況です。

C「早期発見、相談体制の充実」に記載しております、認知症初期集中支援チームの効果的な活用ができるよう、初期集中支援チームの検討会議では、高齢者生活支援センターで受け付けた相談について分析を行いました。さらにあしやの高齢者福祉と介護保険のパンフレット及びホームページへの掲載、啓発用チラシの作成及び配布を行うことで周知・啓発を行っております。

D「認知症の人や介護家族への支援の充実」に記載しております、③消費生活トラブルの被害に遭わないように行った啓発活動では、多発している悪質商法のチラシを高齢者関連施設に継続配布し、見守りの観点から見守り講座を実施しております。地域での見守り強化に向け、消費生活サポーター養成講座も実施されております。

また、充実、新規ではないですが、若年性認知症の方の困り事や支援ニーズについての把握が進んでおります。ただ、明確に市内でどれだけの方がおられるか把握はしきれておりません。問題点としては、若年性認知症の相談を相談センターに確実に相談いただけていない状況がございます。昨年度から特に力を入れ、周知・啓発を引き続き行っていき、若年性認知症の方をできるだけ正確に把握できるように取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上です。

(澤田委員長)

基本目標1について説明をしていただきましたが、皆様から質問や御意見がありましたら、ランダムに御発言いただければと思います。

(瀬尾委員)

2ページ目辺りに民生委員のことが出ており、民生委員と引き続き連携を取っているということですが、民生委員側からすると、それなりの理由があつてされていることだと思いますが、最近、各町の民生委員さんが公表されておられません。広報あしやの特集記事では、民生委員に用事があるときは、地域福祉課までお尋

ねくくださいというふうに出しております。

しかし、現実問題として、市役所に尋ねてまでということは高齢者のかたは面倒くさがられます。私自身、何年か前まで民生委員をしていたので、私へ「手伝ってください。」と相談に来られますが、私は民生委員ではありませんので、新しい民生委員のお名前をお伝えします。しかし、「電話番号までは分かりません。」と言うと、「知らない人のところ、電話番号も教えてもらえない人のところに行くのは嫌なので、あなたがやってください。」と言われ、私は民生委員ではないが、同じ町内に住む友達として、できるお手伝いはいたしましょうということで何件かしてきました。私自身はそのような体験もしております。

私が所属しておりますNALCが、芦屋市内、大体地域包括支援センターのある区画に合わせてブロックを作り、見守りをしております。見守りが必要となり、民生委員さんに手伝っていただきたいことが出てきた際に、誰か分からないので自治会長さんのところへ聞きに行きました。そうすると、「どこか知らないのですが、配っている大きな地図の紺色の丸がついているところです。」と言われました。しかし、高齢者は紺色の小さな丸印を探すのが大変です。

なので、せめて民生委員さんが担当している区域については、名前と電話番号をポスティングしていただければ、随分助かるのではないかと思います。公表しなくなったのは理由があると思いますが、市民側にとっては市民側の要望もあると思います。ですので、その件は色々な関係機関で相談し、もしできることであれば、以前のように小さなカードに名前と電話番号を書いたものをポスティングされると、電話の前に貼ったり、壁に貼ったりしていただけるので、そのような方法も検討していただきたいと思います。

もう一つは認知症のことです。94歳の男性が散歩していると、50歳ぐらいの女性に、「どこへ行くの。」と聞かれ、「散歩して今から帰る。」と言うと、「家まで送ってあげます。」と言って付いてこられ、いろいろ聞かれたそうです。「あれは怪しいおばさんですか。」と言われました。「いや、私はその場にいなかったんで分からないが、怪しくないかもしれない。今、オレンジリングを持った認知症サポーターの方は学んでいる方が多いので、親切心から行動されたのかもしれないが、もし分からないのであれば、あまり自分のプライバシーをそのような人に言わないでください。夫が94歳、妻が90歳で、2人で暮らしています、などと言うと危ないので、もし、年寄り2人ですなどと話してしまった場合は、家内と暮らしているが、近場に子供たちが別所帯でサポートしてくれています、などと言っておいてください。そうでなかったら、別に、はあ、とか、ふう、とか言っておいてください。」と言いました。そのような体験もしましたので、発言しました。

(事務局 田尾)

民生委員の氏名や担当区域は広報に載せております。電話番号は載せていませんが、担当区域と氏名は、年に1回は広報に載せていると思います。

(事務局 吉川)

直近の日時までは事務局に確認しないと分かりませんが、定期的にはお知らせが必要なことですので、載せるようにはさせていただいております。

(瀬尾委員)

以前は、2月頃の広報に掲載されておりましたが、現在はそれがなくなりました。

(事務局 吉川)

一応継続的にはしているつもりですが、今、資料を持っていないため、はっきりとしたお答えはできないですが、電話番号を載せていないことは確かです。

(宮平委員)

社会福祉協議会の宮平です。社会福祉協議会で、地区福祉委員会という民生委員と福祉推進委員、先ほど話も出ていた方々で概ね小学校区ごとに委員会を作っております。その委員会で、1年に1回広報誌を発行しており、できるだけその広報誌に委員の氏名と、地区によっては電話番号まで載せている地区もあります。そのような形で、恐らく市内全体であれば、対象でない地区の方がいらっしゃるので、電話番号を載せることは難しいかもしれませんが、小学校区ごとの広報誌に載せている地区もあります。

(澤田委員長)

なかなかうまく伝わっていなかったということなのでは、と思いますが、広報をされているということなので、これからうまく伝わるようにというところが課題かと思いました。

(上住委員)

基本目標1-1のC「共生型サービスの特例等による介護保険と障害福祉制度の連携」についてです。障がい福祉サービスを受けられている方が例えば65歳以上になり、介護サービスを受けられることになった場合、障がい者福祉サービスと介護サービスのどちらを優先するというか。それにより、例えばケアマネジャーと障がい福祉サービス相談支援専門員の連携はどのようにするか。どちらがこれをやりましょう、それとも分けてやるのか、それとも一気に介護へ移行していくなど、そのような会議を行って共有するのか、少し教えていただきたいと思います。

(事務局 田中)

65歳になられた方につきましては、原則介護保険のサービスを利用させていただくこととなります。ただし、利用されたい障がいサービスが介護保険にない場合は引き続き障がいサービスを御利用いただくこととなります。

さらに、介護保険サービスと障がいサービスのご利用については、介護保険では要介護度に応じた給付の限度額が決まっているため、限度額で収まらないサービスが必要だと判断した場合には、障がいのサービスも受けられるように調整しています。

(澤田委員長)

共生型サービスは、今、実際にどのぐらいの利用希望者がいて、実際にどのような利用状況になっているか、もし把握されているようであれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局 田中)

共生型サービスについては、介護サービスの事業所が指定を受けるのは芦屋健康福祉事務所ですが、障がいサービスの事業所と介護サービスの事業所の両方とも、現時点では、指定はされていない状況です。

共生型サービスは、地域共生社会の取組の重要な1つであると考えていますので、届出があった際には指定ができるように条例の整備を行っております。今後も周知は引き続き行っていきます。また、事業所から相談があった際には、制度等について丁寧に対応していくつもりです。

(澤田委員長)

今のところはまだということですね。これからというところだと思います。恐らく多くのニーズが出てきている、そのような声も前回お話の中にあつたかなと思われましたので、ありがとうございます。

(和田委員)

基本目標1-3のB、地域ケア会議に関して、地域課題として地域特有の課題、芦屋での特有の課題、具体的にどのような課題が出てきたのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局 西田)

芦屋特有の課題といえば、坂道が多い山手地区の高齢者の生活に係る課題がよく挙がっています。買い物や、地震などの課題が個別のケースで共通した課題として出てきているので、その改善に向けて、どのような施策ができるか検討中です。

その他の芦屋特有の課題としては、早期に地域包括支援センターに相談いただける体制を目標としなければいけないという点です。抱え込まれて問題がなかなか外に出ない特徴もあるので、早期に地域包括支援センターに相談いただける周知・啓発を、さらに継続していきたいと思っております。

もう一点は認知症の課題です。認知症も同じく抱え込んでしまい、なかなか表に出てこない点が課題です。やはり認知症当事者の方が意見、声を出しやすい環境をつくっていくことが大事だと思います。実際、昨年から当事者の方のお声を

聞かせていただくミーティングを開催し、そのお声からニーズを把握し、施策を考えておりますので、芦屋特有の課題については、これからも引き続き、取り組んでいきたいと思っております。

(澤田委員長)

先ほどお話しいただいたように、地域特有の課題の中で、認知症の方の初期の相談もなかなか少ないと報告の中にありました。やはり、地域包括支援センターに相談しにくいなどの声があったということでしょうか。直接聞き取りをされたということですが、なぜであるかということはいかがですか。

(事務局 西田)

市民の方から相談しにくいというお声はないですが、実際に地域包括支援センターが対応した時点で、すでに認知症がかなり進行している場合があり、早期に相談いただけていない状況があると把握しています。

(河野委員)

認知症の人をささえる家族の会、あじさいの会の河野です。

認知症の家族の方が来られ、日頃の御苦勞やしんどい思いを話されますが、その中で地域包括支援センターを御紹介させていただくことも多々ありますので、地域包括支援センターに相談したらよいということを知らない方も結構いらっしゃるのかなと思います。できるだけ認知症サポーター養成講座にて、地域包括支援センターについて話をしたいと思っております。

(谷委員)

権利擁護支援センターの谷です。

2点あります。基本目標1-6のA「認知症に関する正しい知識の普及・啓発」の④小中学校等に認知症サポーター養成講座を実施されているということで、この学校とは、特定の学校のどの学年なのか、公立の小学校の何年生以上に実施しているものなのか、どれぐらいのスパンや内容で実施されているのか、お聞きできればと思います。

もう1点が、Dの④若年性認知症の方の相談窓口であることを認知症ケアネットに掲載されているものの、相談がほぼなく把握できていない状況にあるということですが、医療機関との連携はこの間、何かあったかどうかをお聞きできればと思います。

(事務局 吉川)

認知症サポーター養成講座については、こちらがターゲット層を決めるのではなく、学校に御相談を持ちかけて、福祉学習の一環でしていただける場合には、学校が決められた福祉学習のターゲットの学年の方にさせていただいているところです。

また、キッズスクエアという、放課後に子どもがいらっしゃるところには働き

かけを行い、夏休みの間に行かせていただいて、サポーター養成講座を実施させていただく形を取っています。繰り返しになりますが、こちらがここと決めることではなく、学校と御相談させていただきながら、定期的にしていただいている小学校もありますし、中学校もございますので、そのような形で、まだ受けていない層があれば、受けていただけたらということで行っております。委託を受けていただいている社会福祉協議会も福祉学習向けのチラシを作成し、学校に向いてPRをさせていただいております。

(事務局 西田)

若年性認知症の把握について、こちらも結果としてケースが非常に少ないと感じております。もっと相談いただけるよう、まず相談機関の周知と、どのようなことができるのかを話し合う場、ネットワーク会議を作って、包括職員のスキルアップ及び若年性認知症の対応を充実させていこうと考えております。

医療機関との連携ですが、兵庫医科大学附属病院に認知症疾患センターがございますので、そちらから各地域包括支援センターに若年性認知症の方の情報は定期的に共有していただいている状況です。ただ、ほかの医療機関とより連携していく必要があるので、そちらも周知、啓発が必要であると思っております。

(岩本委員)

施策の展開方法1-4のB「地域間の連携と情報共有の仕組みの構築」のところで、地域発信型ネットワークという関係団体について教えていただきたいことと、気づきのポイントチェックシートを作成し、見守りの強化に努めたと書いてありますが、気づきのポイントチェックシートについて教えていただけませんかでしょうか。

(事務局 西田)

地域発信型ネットワークの団体は、認知症ケアネットというものをあしや認知症ほっとナビに掲載している、見守りネットに登録いただいている事業者様との連携をイメージしております。

(事務局 吉川)

気づきのポイントチェックシートにつきましては、地域発信型ネットワークの中で作成させていただいたものとなっております、民生委員の方には社会福祉協議会を通じてお配りさせていただいております。一般的に見守りといいますと、どうしても高齢者の方に偏りがちというのがあります。

今回の評価委員会は高齢者の施策についてとなりますが、地域共生社会を考えた際に、高齢者だけの見守りではなく、障がいのある方や、子ども、子育て中の方等に関しましても、気になることがあれば、まずは福祉の総合相談窓口で御相談くださいとお伝えできるような見守りの気づきの点です。

例えば、いつも同じ服を着ている、新聞がたまっている等、そのような気にな

ることをA4サイズの一覧表にまとめ、まずは関係機関で地域の見守りをしていただいている方にお配りしているものになっております。

その活用については、別の会議で検討しており、ただいま専門機関向けのものを作成し発展させていき、地域全体で、市民の方も専門職の方もみんなで緩やかな見守りをしていきながら、早期の発見に繋げていけたらということで活用を始めております。

(岩本委員)

最近気がついたことですが、このような見守り関係で、芦屋市内の郵便局が、認知症の方や心配な方が多いとのことで、民生委員に連絡があります。このような地域発信型ネットワークに、郵便局も入れられたらどうかと思いました。

(事務局 吉川)

今、仰っていただいたように、市のほうには、新聞配達の営業所の方から、新聞が溜まっていて気になるということでよく連絡をいただきます。郵便局も、山手では、西山手高齢者生活支援センターと東山手高齢者生活支援センターとが、年金日に相談窓口を設けるなどして、連携を取らせていただいておりますので、岩本委員が言ってくださったように、広く地域の方と接しておられる事業所様にはお声かけをさせていただき、少しずつ仲間とといいますか、協力者を増やしていきたいなと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

(澤田委員長)

次の目標に移らせていただいて、よろしいでしょうか。

続いて、基本目標の2番目の説明をお願いしますでしょうか。

(事務局 田尾)

基本目標2は「社会参加の推進と高齢者のやすらぎあるまちづくり」を目標に、各事業進捗しております。今回の説明では、主に充実と目標を掲げているところについて、重点的に説明をさせていただきます。

まず、個別の説明に入る前に社会参加部門につきましては、令和2年3月頃からコロナ禍の影響を受けて、活動制限や施設の休館など大きく影響を受けた年になりました。特に令和2年度では、4月から5月にかけて1回目の緊急事態宣言や、令和3年の1月に2回目の緊急事態宣言が出るなど、過去にない状況となりました。コロナの影響は現時点ではなくなっていないため、社会参加が安心して行えるように支援等取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

それでは個別の説明をさせていただきます。2-1「生きがいくりの推進、自主的な活動の促進」についてのA「老人クラブ、あしやY.O.倶楽部への活動支援」についてです。こちらでは、目標として老人クラブの会員数の増加を掲げ、ずっと進めているところではありますが、目標値3,100人としておりましたところ、令和2年4月1日時点で2,920人と目標値には届きませんでした。

退会者数が大きく上回っているため減少傾向となっているわけですが、退会する人ばかりではなく、新規の会員も計画期間中は毎年150人以上増えております。またこの計画の期間中に、令和元年度に高浜町1番地のまち開きに併せて、新規に令和クラブという老人クラブが立ち上がったことは、会員数が減少傾向の中、非常に素晴らしいことでした。

現時点ではコロナの影響により活動が制限されていることもあるため、さらに会員数は減っている状況となっておりますが、これからも連携して、活発な活動ができるように支援していきたいと思っております。

2-1「生きがい活動支援の充実」のB「生きがいづくりの支援強化」についてです。高齢者生きがい活動支援事業、通称生きがいデイサービスについてです。あしやの高齢者福祉と介護保険のパンフレットの48ページに載っておりますので、もしお持ちの場合は見ていただけたらと思います。こちらの事業につきましては、主に社会福祉協議会、シルバー人材センターに委託して行っております。内容としましては、体操やコーラス、囲碁のような活動を身近な場所で、高齢者の方で集まり行うことで生きがいを増やすことを目的としております。生きがいデイサービスについてもコロナの影響が大きく、参加人数は感染拡大前の半分以下となりました。

1回目の緊急事態宣言では全面的に中止となりましたが、介護予防の観点から、2回目以降はリスクの低いものについてはガイドラインに従い、消毒の徹底や定員を減らすなど感染予防対策をした上で行っております。これからも、まだまだ感染対策等で心配な部分がございますが、高齢者の方が身近な場所で気軽に活動できるように、社会福祉協議会等と協力をしていきたいと思っております。

2-1のC「活動場所の充実」内の、老人福祉会館についてです。老人福祉会館についても利用者数は年々減少しており、目標値と比べると厳しい結果となりました。さらにコロナウイルス感染症対策として、一時閉鎖期間や利用制限があったこともあり、利用者数が大きく減少した年になりました。現在の利用人数も、高齢者の方が安心して活動できる場所となるように、扇風機の設置や、消毒アルコールの設置、利用人数の制限を行って感染予防対策に努めております。

次に、2-2「就労支援の充実」のA「シルバー人材センターの充実」については、活動自粛の中でも会員数は維持されております。活動をより知ってもらうため、市役所北館の玄関横のスペースで、高齢者月間である9月にパネル展を開催しております。これからも高齢者の就労の確保及び会員数を伸ばせるように協力していきたいと思っております。

2-3「住環境の整備」のC「住環境整備の支援」についてはA判定とさせていただきます。既存住宅に手すりをつけるなど、バリアフリー住宅にする場合、改造工事の一部を助成しておりますが、平成30年度に比べ、令和元年度

及び令和2年度の利用件数は大幅に増加しました。理由としましては、以前は浴室やトイレなど改造場所ごとに助成上限額が設定されており、工事によっては上限にひっかかり、助成額がもらえないことがありましたが、令和元年度から改造場所ごとの助成上限額の撤廃により利用促進に繋がったことで、A判定としております。

基本目標2につきましては、説明は以上となります。

(澤田委員長)

基本目標2につきまして御説明をいただきましたが、皆様から質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

(河野委員)

基本目標2-1のC「生きがい活動支援の充実」の「活動場所の充実」のところで、各地区にある集会所を利用しやすいようにとの記載がありますが、集会所の統廃合の話を目にしているの、集会所が今ある場所から統廃合されてしまうのは、地域にとってマイナスではないか、特に認知症高齢者の方にとって本当に近いところにあるのが、すごく大きなポイントになってくると思います。

お元気な方であれば、少々離れたところでも行っていただくことができますが、やはり慣れ親しんだ、集会所という家庭的な雰囲気での活動はとても大事であると思っております。それが統廃合されるというお考えが市であることについて、福祉部としてどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

(事務局 浅野)

福祉部としましては、市全体の財政状況という観点からいいますと、人口が減少する中で、市の施設を現状のまま維持するのではなく、将来的には施設数を減らしていくことも、検討しないといけないのではないかとということもございまして、今、仰っていただいたような御意見ももちろん把握しているところで、その辺りのバランスを考えながら、進めていくべきものだと考えております。

(河野委員)

しかし、現実には集会所の統廃合の話が出ていて、今までそこで活動されていた方が活動できなくなるのが、やはりお元気な方はいいですが認知症のことなどいろいろ考えると、今まで活動してきた場がなくなるのはマイナスではないか、逆行するのではないかとということ、市の御意見を伺いたかったということです。

(澤田委員長)

ここにはまだ記入されていないが、実態としては統廃合といいますか、閉じられる予定があるところもあるということですか。

(事務局 浅野)

統廃合ありきで進んでいるわけではございませんので、そういった御意見も

踏まえながら、検討を進めているところかと思います。

(澤田委員長)

委員が仰ってくださったように、どうしても徒歩で行ける圏内にそのような場所があるのが地域の方にとっては非常に重要で、その場所がなくなるとなかなか行けなくなってしまうといった声があると思いますので、伝えていただけてよかったですと思います。

(三宅委員)

自治会連合会の三宅です。自治会連合会でも、集会所の話が出ています。実際、今言われた理由で、このような問題は人数が少ないということではなく、あるいは近くに集会所が統合することによって便利になるのであればいいですが、やはり近くに住んでいる人たちにとっては、非常にマイナスを受けます。ですので、自治会連合会は、そのような統合などはしないでください、という問題を提起しています。

(澤田委員長)

では、それ以外にいろいろと項目がございますので、ぜひ御意見がある方はお願いいたします。

基本目標2の「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」の2-1のB「市民活動団体の支援とあしや市民活動センター（リードあしや）の活動推進」のところで、NPO相談などの各種相談の件数について書かれており、60歳代以上の方の相談が増加していると記載されています。

なぜ、60歳代以上の方の相談が増えているのか、と疑問に思いましたので教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局 田尾)

こちらの各種相談内容につきましては、チラシ作成方法やボランティア、助成金など様々なものを行っているようですが、担当課に確認したところ、具体的には出てきませんでした。

恐らく、イベントや活動などができない中で、これからの活動に備え、何かしようにとする方が結構いらっしゃる、そのときにこちらの相談を受け付けていたので、参加していただけたのかなと思っております。

(澤田委員長)

よく分かりました。NPOなどの活動をされている人たちからの相談が、恐らく多かったということですね。活動ができない間に、どのようにすれば活動ができるだろうかなど、そのような今後のための相談ですね。

(事務局 田尾)

そうですね。NPOや実施グループかと思います。

(澤田委員長)

ありがとうございます。よく分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

もしなければ、基本目標2については終了させていただいてもよろしいでしょうか。

引き続き、基本目標3についての御説明を事務局、よろしく申し上げます。

(事務局 田中)

基本目標3「総合的な介護予防の推進」について説明させていただきます。

3-1のA「一般介護予防事業の推進」について、こちらのさわやか教室についての充実項目です。第8次計画期間中において教室の実施回数を増やしたため、前期計画に比べて利用者数が増加しております。さらに、初回と最終回に行う基本チェックリストと体力測定の結果から、参加された方のフレイルリスクの該当割合が低下しており、介護予防に一定の成果を上げることができたと考えております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から事業の休止や利用定員の縮小を行ったため、令和2年の単年の利用者数は減少しております。休止となった期間についても、高齢者の方が自らフレイル予防、介護予防に取り組めるように、自宅でできる体操の動画や紙での資料を作成し、芦屋市のホームページ上に公開したり、事業参加者へ郵送を行ったりすることで、できるだけ体を動かす時間を取っていただくことや、人とつながる機会を作っていたくように周知を行いました。

3-1のB「自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」は新規項目ですが、介護保険で生活援助中心型の訪問介護の回数が基準を上回る利用者のケアプランにつきまして、多職種で連携して協議するための会議を平成30年度に立ち上げております。また、この会議において、多職種の方から御意見をいただく機会を新しく設けております。また、この場を活かしていく方法についても検討し、介護給付適正化業務の一環として行っておりますケアプランチェックの対象者の中からも、この会議に繋げていくことができるのではないかと考えております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に向け、健康保険、介護保険及び健康部門の所管課においてプロジェクトチームを立ち上げ、保健事業と介護予防の取組を一体的に対応できるよう協議し、今年度から事業を開始しております。

基本目標3-3「総合事業の推進と介護保険サービスによる予防給付」のB「対象者の選定」についてです。こちらについては、介護認定審査会における要介護認定の認定結果の是正に向け、委員の方々の任用期間ごとに研修会を行っていましたが、令和2年度はコロナ禍の中、委員全員にお集まりいただくこと

が難しかったため書面開催とし、本市の認定状況や各合議体の認定結果の傾向について資料を作成し、認定審査会委員に配布することで適正化に努めました。

基本目標3の説明は以上です。

(澤田委員長)

委員の皆様から質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

(上住委員)

基本目標3-1のC「介護予防センターの活用の促進」についてです。口腔ケアについては、既にしっかりとしたプログラム等々でやられていくことと思いますが、「高齢者が自らフレイル予防、介護予防に取り組めるよう」と、記載されております。県知事も交代し、フレイルということをこれから取り組もうと仰っておいりましたが、オーラルフレイルについても、やはり同じように関心を持って取り組んでいくと仰っております。フレイルという身体的なものだけではなくて、口腔内のフレイル対策も介護予防に大いに役に立つかと考えておりますので、その辺のプログラムをまたしっかりと取り入れていただけるようお願いしたいと思っております。

(事務局 田中)

オーラルフレイルにつきましては、今年度から始めました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組の中でも実施をしております。重要性について市民の方にお知らせしているところですが、今後さらに取り組んでいく必要があると考えております。

(澤田委員長)

貴重な御意見をありがとうございます。それでは、ほかにはいかがでしょうか。評価とは関係のない質問ですが、体操の動画は今もホームページに掲載されているのでしょうか。

(事務局 田中)

芦屋PTOTST連絡会のホームページから、YouTubeで見ることができるようになっております。

(澤田委員長)

YouTubeだとカウントが取られていると思いますが、実際にどれくらいの方々が視聴されて、自宅にいながら体操するなど、何か声を聞いておられたら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局 田中)

再生回数は、現時点で640回御視聴いただいております。

動画配信について行ったアンケート結果から、市民の方、御利用者様からは、大変分かりやすかったということで御好評をいただいております。

(澤田委員長)

芦屋市は介護予防において、運動トレーナーの方を無料で派遣されるなどの取組をすごく積極的にされているイメージがありますので、もう少し周知すれば、もっと皆さんがおうちで活用できるすごくいいもの、ソフトを作っておられるのかなと思いますので、ぜひ、周知いただければと思います。私も見てみます。ありがとうございます。

(三宅委員)

トレーナーつきで介護サービスをしているものがあると思います。それがあちこちで広まっていることは分かったのですが、潮見集会所ではありませんでした。喜楽苑でそのようなのをやっておられたので、それをここの潮見集会所でやりませんかという話があり、話に乗りました。

要するにY o u T u b eの動画だけ見ていると物足りないということで、結局トレーナーの方に来てもらったのですが、トレーナーには費用がかかってしまいます。市のトレーナー派遣を使えば、会場は準備して、参加する人には無料で、そこまでしてもらえるところが多いと思いますが、潮見集会所でスタートした時にはそのようなサービスがないままにやり出しました。

そうするとトレーナーの費用は、参加した人が自腹で負担しないといけなくなり月謝が結構重なってしまいます。別のマンションでは、それを無料でしてもらっている話も聞くので、何かいい方法はないでしょうか。

(事務局 田中)

芦屋市で実施しておりますトレーナー派遣事業につきましては、65歳以上の方が5人以上で構成されるグループにトレーナーを派遣する事業を行っており、1年間は無料で派遣させていただいているものとなります。介護予防センターで受付をさせていただいておりますので、もしよろしければ、御利用していただけたらと思います。

(三宅委員)

今バックアップしてもらっている組織がもう一つよく分かっていないのですが、そちらからの援助は、最初の年はトレーナーが無料で、半年間やってもらいました。後の半年間は出してください。しかし、それはその組織からは1年間で30,000円の補助がありました。次の年は25,000円だけになります。ただ、その25,000円を10人で割ると、月に二、三千円ぐらいです。トレーナー費用はとてもその値段で収まっていないので、やはり個人の負担にかかってきます。なので、組織によっては完全に無料になる支援団体はあるかもしれませんが、今紹介を受けたのがそのようなところでは。

(事務局 吉川)

今、仰ってくださっているのは、介護予防・通いの場づくり事業のことだと思います。あしやの高齢者福祉と介護保険のパンフレット、38ページを御覧いた

だけですでしょうか。

恐らく、トレーナー派遣事業などを使われて、その後、自主的にグループを継続されることになった際に、市としましては、いきなり御自身たちで費用を全て賄ってされるのは、なかなか御苦勞があるだろうということもあり、まず活動を始めのためのきっかけづくりであるとか、費用面の負担を少しでも助成できるものがあればということで、平成29年だったかと思いますが、こちらの事業を開始させていただいております。

実際、パンフレットに年間25,000円と書いてあります。今、仰っていただきました月2回以上活動をされる場合には、年間25,000円こちらから助成をさせていただいております。1年目に関しましては、これにプラス5,000円の、計30,000円の助成をさせていただき、2年目は25,000円になります。

ただし、こちらも予算の限りがありますので、2年限りでさせていただいており、3年目以降からは自走といいますか、御自身たちでしていただく形で、何とか活動を続けていただけないかということで作っているものです。

実際、2年以降、3年目からどのように活動していこうかという御相談をお受けさせていただくこともありますので、その点に関しましては、それぞれの地域の支え合い推進員という自主グループの活動を応援させていただくための専門の職員がおり、その方々が、例えば活動の内容によっては、別のところでしておられる助成事業で利用できるものがあれば情報提供させていただいたりという形で、資金的なところでも御相談に乗らせていただいたりしております。

また、安価で来てくださる先生を見つけてきていただき、調整させていただくということもしています。どうしてもこの先生となると、その先生の活動費になりますので費用が高くなりますが、先生の中には、高齢者の方のためであれば安価でも、というトレーナー業務をしておられる先生もいらっしゃいますので、そのような方の情報も、支え合い推進員が集めながらさせていただいております。

潮見であれば、喜楽苑の増原さんが地域支え合い推進員として役割を担っていただいておりますので、そちらに御相談をしていただければ、そのような人材も御調整いただけます。

また、会場費も集会所を借りると費用がかかりますので、安価でも少し借りられる所がないかなど、御相談に乗っていただくことができるかなと思います。

活動を継続していくために、なかなかお金がずっと続かないという御意見をいただいているのはほかにも聞いており、何とかできないかなと思いますが、やはりずっとずっとこちらでもできませんので、ソフト面でのフォローで継続できるように一緒に考えさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(谷委員)

基本目標 3-3 の B 「対象者の選定」の③で、認定結果も通知されていて、問い合わせがあれば、ということですが、誰からどのような内容の問い合わせが多いのか、分かる範囲でお答えいただけたいです。

(事務局 田中)

認定結果の問い合わせにつきましては、認定を受けられた被保険者の方や、被保険者の方から相談を受けたケアマネジャーの方からの問い合わせがあります。問い合わせの内容としましては、認定の結果について、自分が思っていた要介護状態区分と少し違うことや、要介護認定における基準や定義とケアマネジャーの方が普段の生活から感じる状態は必ずしも一致しないので、もう少し重い判定が出ると思っていたが、どうしてこのような結果なのか、という問い合わせがあります。

(谷委員)

関係者の方と御家族から、そのような不満があるのかなと思っていたのですが、それは丁寧に説明されて、納得していただくように努めるところでしょうか。

(事務局 田中)

御家族の方は介護保険制度等について詳しくない方も多くいらっしゃいますので、行政としましては制度や基準を丁寧に説明することで、御理解をいただくようにしているところです。

(柴沼委員)

以前何かの会議でお話ししたことがあるのですが、誤嚥の問題です。前に市役所で説明をしていただいたことがありましたが、これは具体的に私どもも進めようと思い、この間、単独の老人会ですが、誤嚥のテーマで話してもらい訓練する方法を教えてくださいました。どんどん広めていこうと、老人会でこれを徹底してやろうかと、今考えて進めております。

もう一つ、先ほどから出ている体操の問題ですが、老人会では体操をすることで1年に20,000円の援助を受けています。私のところは、前から太極拳をずっと続けていますが、太極拳をするだけではなく、人がより集まって、高齢者が楽しく話し合える時間を設けており、20年近く続けております。

やはり出る機会を与え、お互いに話し合うことで、皆さんの状態やニュースも聞けます。これは非常に役立っておりますので、このようなものはずっと続けたいと思っています。

(澤田委員長)

介護予防という形ではないですが、やはり老人クラブへの参加、機会が皆さんにとっての地域とのつながりや生きがいがづくりへも繋がっており、また誤嚥予

防にも取り組まれているということですね。御報告いただき、ありがとうございます。
ました。

(和田委員)

基本目標3-3のA「総合事業の推進」で、これまでに、270人が受講したという部分ですが、生活支援型訪問サービス、需給バランスとしては、十分供給量を確保できているということでしょうか。今後の見通しとしても、過不足感としてはもっとも必要なのか、その辺の需給バランス過不足感として、どのように評価されていますでしょうか。

(事務局 浅野)

芦屋市では訪問サービスにつきまして、今のところ特に調整ができないとか、御利用できないというお声はありませんので、今、充足しているのかなと思っております。総合事業が始まる時に、やはり担い手を確保しないといけないことがありましたので、芦屋市内の中で、担い手として非常に規模の大きいシルバー人材センターにもお声かけをし、訪問サービスを担っていただく形で制度設計しておりますので、きっちりと供給量も確保しながら、移行できたのかなと思っております。

また、研修も毎年実施しており、順調に担い手になっていただく方も増えている状況だと考えております。

(瀬尾委員)

これは芦屋市でのことではなく私の友達のことですが、私ぐらいの親といえは相当の年です。私の友達は在宅で介護をしていたのですが、どうにもならなくなり介護保険の認定を受けたところ、在宅のリハビリサービスなどを利用すると介護度が下がった事例がありました。「年寄りで良くなるはずがないのに、下がるってどういうことなのか」と言うのです。私が「普通、病気をしてよくなったらよかったねと言うのに、介護保険の認定はよくなったらなぜ文句を言うのか。」と言ったことがあります。

芦屋ではめったにないことかもしれないですが、介護認定の認定度が5から4になったりしたときは、よく頑張って良くなりましたね、という言葉1つ添えていただければ、なぜなのかという不満は出ないのではないかと思います。よその市のことを言って悪いですが。

(澤田委員長)

今の認定の話、本当に高齢者になられますと、やはり介護の手間の時間数で介護度が下がってしまうことがあります。例えば、お口からお食事ができなくなってしまい胃瘻などにされると、お食事時間が随分短くなってしまいますので、それによって介護度が5から4に下がってしまうなど、少しおかしいなと思うような、逆転するような状態も実際には起こることがあります。

今、仰っていただいたように、リハビリなどで頑張って少し介護度が下がったということであれば、本当は喜んでというところでしょうが、その辺りを少しお伝えするときに、担当の方からのお伝えの仕方や、実際それによりサービスが使えなくなるようなことはないですよと、きちんとご理解いただければ、受け入れていただきやすいのかなと思いつつながら、お聞きしておりました。

(瀬尾委員)

恐らく、私が感じたのは、下がることによって利用できるサービス量が減ることによって、家族にとったら不安に思われたのかなと思います。しかし、実際にそれまで脳梗塞の後遺症などで動きにくかったのが動きやすくなったと具体的に説明して、頑張ったね、よかったねと言われたら、家族の人も、ああ、そうなのかなと思うのではないかな、と思いつつ申し上げました。

(事務局 田中)

要介護度が低くなることで給付の限度額が下がり、今まで利用されていたサービスが受けられなくなることで、御家族の方の負担に繋がる可能性があります。その結果として、御家族の方の仕事の都合で、素直に体の状態の改善を喜ばなくなってしまうような状況もあるかと思われれます。

介護度が改善したことについては、ケアマネジャーを通して、御説明をしっかりとさせていただくことを検討していきたいと思いつついます。

(澤田委員長)

ほかに何か御意見等ありましたらお願いします。

それでは、基本目標4の説明をお願いします。

(事務局 田中)

基本目標4について御説明させていただきます。

4-1「介護給付適正化の推進強化」のA「給付適正化計画の策定」についてです。こちらは、昨年度から引き続き達成割合をA評価としております。給付適正化計画については、介護保険事業計画において5つの主要事業を定めており、それぞれ1年ごとに目標値を設定しております。こちらについては、平成30年度から令和2年度の3年間を通して、全ての項目において目標値を達成することができております。

4-2「要介護認定の適正化の推進」のB「介護認定審査体制の充実」について、こちらでもA評価としております。認定審査会の委員の方向けに先ほどの基本目標3でも説明しました、研修以外にも兵庫県が実施する審査会の適正研修に参加していただき、認定調査の定義などの理解を深めていただくとともに、要介護認定の有効期間延長に対応するように方針の説明を行い認定審査会の平準化に向けて取り組みました。

4-5「介護保険サービスによる介護給付」のA「医療系サービスとの連携」

についてです。コロナ禍の中、御利用者でコロナウイルスの濃厚接触者に該当する方がいらっしゃった場合の対応について、事業者の方と連携ができるように夜間や休日の連絡先を共有したり、濃厚接触者の方の訪問時の対応や注意点について、県や国からコロナウイルス対策に関する情報をお伝えしたりして、事業継続のために連携を図りました。

さらに、市内の介護保険事業所に対して、マスクや手袋などの衛生資材の提供や、デイサービスなどの介護サービスの利用が控えられたことで、収入が減少した事業所への補助金の支給に取り組みました。

4-5のC「介護人材の確保」について、第8次計画期間中の新規事業として、平成31年度より市内の介護保険事業所に勤務する介護職員の初任者研修及び実務者研修の受講費用の一部を補助しております。こちらの事業については、研修費用の一部補助を行うことで、市内の介護職員の新たな人材の発掘や早期の離職防止を図り、介護サービスの質の向上、利用者のサービス満足度の改善を目的としており、芦屋市のホームページや広報で事業の周知を行うことで、多くの方に御利用いただくことができました。

基本目標4の説明は以上です。

(澤田委員長)

基本目標4につきまして、皆様から御質問、御意見などありましたら、お願いいたします。

御説明がなかったところですが、基本目標4-6のB「市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討」のところですか。

地域密着型のサービスなどされている社会福祉複合施設「高浜町ライフサポートステーション」を平成30年にオープンされ、Aと評価されております。実際に地域密着型については、開設にあたり人材不足や、実際サービス利用者がどれぐらいいるのかとの点で、なかなかオープンできなかったのかなということが書いてありました。今開設されて3年目ですが、実際にどのような状況なのか、教えていただければと思います。

(事務局 田中)

こちらにつきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業についても実施していただいておりますが、なかなか利用が伸びていないような状況です。

(事務局 浅野)

補足ですが、こちらのサービスにつきましては、なかなか利用が伸びないという面が実際にございます。ケアマネジャーのサービスに対する理解を進める必要もございますので、ケアマネジャーが集まるような、介護サービス調整会議などでサービスについての御説明をさせていただき、サービスへの理解を進めるように努めているところです。

(澤田委員長)

地域密着型のサービスは非常に重要なサービスで、自分たちの生活に近いところで利用できる、これから地域包括を支えていく上で核となるような位置づけだと思いますが、なかなか利用されにくいのはなぜなのか、というところを分析されていますでしょうか。

(事務局 田中)

定期巡回サービスにつきましては、ケアマネジャーの理解、知識がまだまだ不十分なところがあるのかなと思っております。例えば運営推進会議やサービス調整会議の場で芦屋市からも説明を行ったり、研修に参加していただいたりして、御理解いただくように取り組んでいく必要があると思っております。

(澤田委員長)

定期巡回はどこも、すごく苦勞されているので理解できます。

では、ほかにいかがでしょうか。

(谷委員)

基本目標4-2のB「介護認定審査体制の充実」の①と②の平準化を図るところで、実際その認定結果が平準化されているかの評価は、どのようにされているのでしょうか。

(事務局 田中)

2年に1度、この認定審査会委員の任期があり、そのタイミングで各合議体の、例えば重度変更や軽度変更のデータ等を参考に皆さんに御説明をしております。

(谷委員)

各合議体での評価を踏まえて、さらにその次の平準化に生かしていくということでしょうか。

(事務局 田中)

データ比較を行っている目的として、委員の方に今の状況を御理解いただき、審査について考える場にしていただければと思っております。

また、兵庫県の研修を利用し、理解を深めていただくということで取り組んでおります。

(上住委員)

今、言われた平準化ですが、もともと認定調査票の様々な項目を基にコンピューターが1次判定として介護度を判定します。そして特記事項、その他を見ながら、認定審査会では審査をさせていただきます。

審査会の審査で大幅に介護度が変わるときは、それなりの理由を必要としますが、コンピューター判定の結果が大体合っているように私たちは思っております。

平準化は、例えば認定期間のことで言いますと、6か月から48か月の認定有

効期間を決定できますが、ある程度症状が固定しているようであれば、長い期間の有効期間を決定します。芦屋の場合は合議体が8つありますが、各合議体によって少しばらつきが出るというようなことがありますので、当然、事務局から、有効期間や判定の割合など、ある程度指摘されます。それにより、ある程度皆さん同じような考え方で、このような場合はこうするのが望ましいということがあれば、当然、こちらとしては取り入れ、なるべく指摘通りにしようとしております。

また、1つ良い点は、ほかの市では当日に認定審査会資料を渡される場所もありますが、芦屋市の場合は1週間程前に資料を頂けており、各委員がしっかりと読み込むことができる状況ですので、なるべくそのようにすることによって、正しい判定ができるようにと心がけております。

なので、平準化については、年に1回市の研修もあり、また事務局から資料も頂けていますので、それにより、偏りは少なくはなっていると自分自身は感じております。

(澤田委員長)

市によって認定審査会はいろいろ違うやり方があるかもしれませんが、基本的には全国一律の基準で認定審査会の運営は要請されており、今、仰っていたような方法を芦屋では採られているとのことで、非常によく分かりました。

芦屋市で、研修以外にもデータ分析をし、合議体ごとにどれぐらい重度化判定に変更しているか出しているということですので、合議体ごとの違いはあるが、実際に所属している合議体の方は、うちの合議体は少し重く変更する傾向があるなど、再考されながら、合議体の中で進めておられるのではないかと思います。どうもありがとうございました。

最後の目標に関する御説明になりますので、まだもう少しという意見がございましたら、お話しいただければと思いますが、よろしいですか。

もしなければ、ここまでにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全ての項目評価を見ていただきました。特に達成割合等についての変更はなく、今回頂いた評価についての、皆様からの御意見や御質問について、様々な提案もございました。ありがとうございます。時間どおりしっかりと皆さんの御意見をお伺いすることができました。

今日、お伺いする中でも、芦屋市自身は非常に様々な取組をされていて、なおかつそれぞれの専門職の方たち、医療関係の方、福祉職の方、また地域で活動されている様々な団体活動の方たちが、それぞれいろいろな活動を熱心にされていることは、他の市から来ている私としましても、非常に感じるところであります。

一方で、市を含めた専門の方たちが、とてもいろんな取組をしているにも関わらず、なかなか地域の実際の市民の方、実際に地域で社会の中に参加したいと思っている高齢者の方や、取組をしている自治会の方、老人会の皆様など、そのような方たちが情報にうまくアクセスできていなかったり、上手く伝わっていません。冒頭の民生委員さんがどなたか分からないというお話のところでも、情報は出ているが、それが少し上手く伝わってなく、一番身近なところでよく知っている、以前からやっていた方で、瀬尾委員のところに頼ってこられたというお話がありました。その辺り、どうしても情報に格差でしょうか、地域の方はなかなか情報を持っておられないということも、今日お伺いして実感しました。

この地域包括ケアのシステム、これで半分折り返しを過ぎてきているのですが、その中で一番核となって、目玉といいますか、地域包括支援センターが重要な役割を期待されているわけです。地域包括支援センターが地域の中で様々な相談を受け、サポートをしていく役割を持っているが、そこをまだ知らない方もいる。そこがいろいろな機能を持っているし人材もおられるが、早期の相談にまだ結びついていないところをお聞きすると、地域包括支援センターに相談していいということが上手く伝わってないのではないかと、頼れる場所という感じがまだないのではないかなと、正直感じております。

そのような声を上手く拾ったり、つないだりというところが、もちろん芦屋市の役割でもあるのですが、今日、参加いただいている様々な団体の皆様は、そこでつないでくださる、パイプ役としてすごく期待されているなということで、ぜひ引き続き御活躍をお願いしたいなと思いつつ、お聞きしておりました。

今日の評価を聞かせていただき、いろいろな課題も見つかりましたが、コロナ禍で、この1年特に活動がなかなかできない中でも、様々な活動に取り組もうという動きも見られます。高齢者になったばかりの60歳代の方々がどのような活動ができるかなということで、いろいろ相談もされている状況も分かってきましたので、そのような活動がどんな形でできるかも、ぜひ、これからも市としてもサポートしていただきたいですし、相談にも乗っていただければなと思っております。

以上で、まとめとさせていただきます。今回、これで第8期の評価を終了させていただきます。また引き続き、次回は第9期になるかと思っております。

その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。

(事務局 浅野)

皆様、本日は活発な御協議、ありがとうございました。

今回は、平成30年度から始まった第8次計画の評価をいただきました。委員

の皆様におかれましては、来年の7月末をもちまして、3年間の任期の終了となります。次回の評価委員会は来年の8月以降の開催を予定しておりますので、委員の皆様による御審議は本日が最後となります。3年間ありがとうございました。

評価委員会でいただいた御意見も踏まえて、策定いたしました令和3年度からの計画、第9次芦屋すこやか長寿プラン21につきましては、本日、お手元に配布いたしております。既に策定委員会の委員でもいらっしゃる方については、郵送にてお配りしておりますので、御不要でしたら、そのままテーブルに置いてお帰りいただければと思います。

来年の評価委員会では、新たな計画に基づきまして、令和3年度の取組状況を評価していただくこととなります。次期委員につきましては、各団体からの御推薦に基づき新しい委員を委嘱してまいります。各団体におかれましては、事務局から改めて委員の推薦等を御依頼させていただきますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(澤田委員長)

それでは、この3年間任期を満了していただきました委員の皆様、どうもありがとうございます。長い時間になってしまいましたが、本日、活発な議論をいただきまして、感謝申し上げます。

これで、令和3年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。